

広島県告示第九百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十三年広島県告示第五百三十五号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変		更		前	
区		域		区	
下蒲刈町区域 （下蒲刈町漁業協同 組合の地区）		一 瀬戸内海機船船 びき網漁業		二 一に掲げる漁業 以外の漁業	
変		更		後	
区		域		区	
下蒲刈町区域 （下蒲刈町漁業協同 組合の地区）		一 瀬戸内海機船船 びき網漁業		二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてたこつ ぽ及びいか玉を使 用して営む漁業	
三 一〜二に掲げる 漁業以外の漁業					